

鈴鹿市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 号

鈴鹿市危険物規制規則の一部を改正する規則

鈴鹿市危険物規制規則（平成 3 年鈴鹿市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認） 第16条の 2 市長は、<u>省令第62条の 5 の 2 第 3 項</u>の規定に基づく漏れの点検期間延長申請があったときは、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めたときにあつては点検期間延長承認書（第12号の 2 様式）に、火災予防上支障があると認めたときにあつては点検期間延長不承認書（第12号の 3 様式）に申請書 1 部を添付して交付するものとする。 2 略 （休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認） 第16条の 3 市長は、<u>省令第62条の 5 の 3 第 3 項</u>の規定に基づく漏れの点検期間延長申請があったときは、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めたときにあつて	（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認） 第16条の 2 市長は、<u>省令第62条の 5 の 2 第 2 項ただし書</u>の規定に基づく漏れの点検期間延長申請があったときは、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めたときにあつては点検期間延長承認書（第12号の 2 様式）に、火災予防上支障があると認めたときにあつては点検期間延長不承認書（第12号の 3 様式）に申請書 1 部を添付して交付するものとする。 2 略 （休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認） 第16条の 3 市長は、<u>省令第62条の 5 の 3 第 2 項ただし書</u>の規定に基づく漏れの点検期間延長申請があったときは、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めたとき

は点検期間延長承認書（第12号の2様式）に、火災予防上支障があると認めたときにあつては点検期間延長不承認通知書（第12号の3様式）に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。 2 略 （公示の方法） 第21条 省令第7条の5の規定により市長が定める方法は、市のホームページに掲載する方法並びに<u>鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する掲示場及び消防本部の掲示場に標識を掲示する方法</u>とする。	にあつては点検期間延長承認書（第12号の2様式）に、火災予防上支障があると認めたときにあつては点検期間延長不承認通知書（第12号の3様式）に申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。 2 略 （公示の方法） 第21条 省令第7条の5の規定により市長が定める方法は、市のホームページに掲載する方法とする。
--	--

第12号の2様式及び第12号の3様式を次のように改める。

第 1 2 号の 2 様式（第 1 6 条の 2、第 1 6 条の 3 関係）

鈴鹿市指令 第 号

休止中の

{	地下貯蔵タンク
	二重殻タンク
	地下埋設配管

 の漏れの点検期間延長承認書

申請者

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検の期間延長については、省令第 6 2 条の 5 の 2 第 3 項又は省令第 6 2 条の 5 の 3 第 3 項の規定に基づき承認します。

年 月 日

鈴鹿市長

印

記

- 1 設置に係る完成検査済証の交付日又は直近の漏れの点検を行った日：

年 月 日

- 2 期間の延長後の漏れの点検日：

- 3 タンク又は配管の種類：

年 月 日

鈴鹿市指令 第 号

様

年 月 日

印

理由	
----	--

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。